

屋内タンク貯蔵所構造設備明細書記入要領

※記入方法

- (1) 各欄の該当しない部分は、「/」、「-」、「なし」等を記入し、該当する部分がないことを明確にする。
- (2) 製造所又は一般取扱所の20号タンク場合は、②から⑰までについて記入し、その他の欄は、斜線を記入する。
- (3) 各欄において記入事項が多い場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に詳細を記入する。
- (4) 各面積については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入する。

- ① 「事業の概要」欄は、屋内タンク貯蔵所が設置されている事業所の事業内容、貯蔵目的等を記入する。

《例》ホテル（暖房用ボイラーの燃料貯蔵）

区役所（非常用発電機の燃料貯蔵）

公衆浴場（給湯用ボイラーの燃料貯蔵）

- ② 「タンク専用室の構造」欄は、次により記入する。

ア 建物全体が屋内タンク貯蔵所の場合は、各欄に建物構造を記入する。

イ 建築物の一部に屋内タンク貯蔵所を設ける場合は、各欄とも屋内タンク貯蔵所の用に供する部分の建築構造について記入する。

ウ 壁のうち「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第12条第12号に規定する部分の外壁の構造を記入する。

エ 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造を記入する。

オ 「床及び屋根」は、該当する構造を記入する。

なお、上階を有する場合は、屋根の欄に上階の床の構造を記入する。

カ 「出入口」は、建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する性能区分（防火設備、特定防火設備）について記入し、括弧書きで閉鎖方式（常時閉鎖式、随時閉鎖式等）を記入する。

キ 「その他」は、建築物の一部にタンク専用室を設ける場合にタンク室の面積を記入する。

- ③ 「建築物の一部に屋内タンク貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」欄は、屋内タンク貯蔵所が設置される建築物全体の構造等を記入する。設置階は、屋内タンク貯蔵所が設置される階を記入する。

なお、建物全体が屋内タンク貯蔵所である場合は記入しない。

- ④ 「形状」欄は、縦置円筒型、横置円筒型、角型、楕円型等を記入する。

- ⑤ 「常圧・加圧」欄は、いずれかを○で囲むよう記入し、加圧の場合は圧力を記入する。

※常圧とは、正圧又は負圧で5KPaを超えないものをいう。

- ⑥ 「寸法」欄は、次により記入する。

ア 縦置円筒型は、内径及び側面板の底部からトップアングルまで高さ

イ 横置円筒型は、内径、胴長、鏡出及び全長

ウ 角型は、縦、横、高さ

エ 楕円型は、長さ、幅、高さ、最大幅等特徴的な部分の長さ

- ⑦ 「容量」欄は、危政令第5条第2項に規定するタンクの容量を記入する。また、中仕切タンクの場合は、各室の容量を括弧書きで記入する。

《例》100,000ℓ (60,000/40,000)

なお、製造所又は一般取扱所に設ける20号タンクで、危政令第5条第3項に規定する一定

量を超えることがないタンクは、その一定量を記入する。

- ⑧ 「材質、板厚」欄は、タンクの材質及び板厚を「SS400、底板〇〇mm、側板〇〇mm、屋根板〇〇mm」等と記入する。材質が部材により異なる場合は、「底板 SS400（8mm）」等と記入する。また、中仕切タンクの場合は、「中仕切り板〇〇mm」と記入する。
- ⑨ 「通気管」欄は、タンクに設置される通気管の種別、設置数、内径を記入する。大気弁付通気管の場合は、作動圧についても記入する。
- ⑩ 「安全装置」欄は、タンクが圧力タンクの場合に安全装置の種別、設置数、作動圧を記入する。
- ⑪ 「液量表示装置」欄は、タンクに設置される液面計の種類を記入する。
- ⑫ 「引火防止装置」欄は、「有」・「無」のいずれかを○で囲むよう記入する。
- ⑬ 「注入口の位置」欄は、移動貯蔵所等から受入れる口がある場合に該当する注入口の設置場所を記入し、遠方注入口の場合は、遠方注入口である旨を併せて記入する。
なお、製造所から配管により受け入れる場合等は、「無」又はその旨記入する。

《例》●●棟東側外壁

●●棟（製造所）から配管で注入

- ⑭ 「注入口付近の接地電極」欄は、「有」・「無」のいずれかを○で囲むよう記入する。
- ⑮ 「ポンプ設備の概要」欄は、ポンプの種類、最大吐出圧力、原動機の種類等及び設置数並びに防爆構造の種別又は記号等を記入する。
- ⑯ 「採光、照明設備」欄は、貯蔵所に設置する採光及び照明の種類、設置個数等を記入する。
- ⑰ 「換気、排出の設備」欄は、設置する換気（自然換気設備、強制換気設備、自動強制換気設備）又は排出設備（強制排出設備、自動強制排出設備）の種類及び設置台数等を記入する。
- ⑱ 「配管」欄は、製造所等で使用する全ての配管について材質、外面保護等を記入する。
- ⑲ 「消火設備」欄は、屋内タンク貯蔵所に設置される消火設備について、危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入する。
《例》第4種消火設備（大型〇〇消火器）1個
第5種消火設備（〇〇消火器）5個
- ⑳ 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、屋内タンク貯蔵所に設置されるものを記入する。
- ㉑ 「工事請負者住所氏名」欄は、工事請負者の住所、氏名（法人は、主たる事業所の所在地、法人名及び担当者名）及び連絡先の電話番号を記入する。